平成２５年（フ）第５７４８号
大阪市此花区伝法１丁目１番２―938号
債務者　近藤　聡子
1　決定年月日時　平成25年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５７５１号
大阪府摂津市正雀本町１丁目20番25―305号
債務者　木戸　雅子
1　決定年月日時　平成25年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５７６１号
大阪府八尾市山本町南８丁目４番７―103号
債務者　岡﨑　康子
1　決定年月日時　平成25年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５７８０号
大阪市港区市岡元町１丁目６番９―412号
債務者　阿部　利重
1　決定年月日時　平成25年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２４６号
神戸市中央区熊内町９丁目３番６号　グランシャリオ104号
債務者　畑添　　彩
1　決定年月日時　平成25年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月14日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第７１０号
神戸市北区八多町附物867番地の20
債務者　有馬美代子
1　決定年月日時　平成25年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月14日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第７５６号
神戸市須磨区松風町３丁目５番３―902号
債務者　中山　典子
1　決定年月日時　平成25年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月14日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第７９７号
神戸市北区東有野台１丁目11番地の２、従前の住所兵庫県三田市弥生が丘２丁目26番地22
債務者　屋宮　光利
1　決定年月日時　平成25年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月14日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第８２０号
神戸市長田区西山町３丁目11番13号　西山ハイツ102号、従前の住所神戸市長田区庄山町４丁目１番６号　庄山文化４号
債務者　阿部　博之
1　決定年月日時　平成25年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月14日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第８４８号
神戸市東灘区魚崎南町２丁目７番27―507号
債務者　盛元　幸代
1　決定年月日時　平成25年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月14日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第８７１号
神戸市中央区港島中町３丁目１番地　ポートアイランド団地55棟1407号
債務者　村上　誌朗
1　決定年月日時　平成25年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月14日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第９１３号
兵庫県三木市志染町西自由が丘１丁目284番地
債務者　中井　和美
1　決定年月日時　平成25年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月14日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１０６号
鳥取県米子市祇園町２丁目33番地34、前住所鳥取県米子市奥谷990番地３
債務者　林　美保子
1　決定年月日時　平成25年12月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月14日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２５年（フ）第１１１号
広島県尾道市栗原町9098番地
債務者　佐藤　雪子
1　決定年月日時　平成25年12月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月14日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２５年（フ）第３６９号
愛媛県松山市山西町169番地２　５棟３号
債務者　永松　るり
1　決定年月日時　平成25年12月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月14日まで
松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２５１号
福岡県久留米市南薫町1927番地５　中央アパート101号
債務者　中里　亜衣
1　決定年月日時　平成25年12月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月14日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２５年（フ）第９４号
福岡県大川市大字幡保59番地２木下アパート
債務者　山口　高志
1　決定年月日時　平成25年12月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月14日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２５年（フ）第６７号
大分県宇佐市大字閤466番地の２
債務者　渡邉　一之
1　決定年月日時　平成25年12月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月14日まで
大分地方裁判所中津支部破産再生係